

学校等における児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成18年青森県条例第2号）第10条第1項の規定に基づき、学校及び児童福祉施設（以下「学校等（注1）」という。）における児童等（注2）の安全を確保するために必要な方策等を示すことにより、学校等における児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等の設置者又は管理者等（注3）に対し、児童等の安全を確保するうえで配慮すべき方策や具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針は、関係法令、管理体制の整備状況等を踏まえ、また、児童等の発達段階や学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的な方策

1 学校安全に関する校内体制の組織的整備

児童等の安全の確保を第一に、組織的な対応を図るとともに、児童等の保護者、地域住民、その所在地を管轄する警察署、その他の関係機関・団体の協力を得て、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 緊急事態における対応を内容とする学校独自の危機管理マニュアルの策定
- (2) 地域学校安全委員会（注4）の設置や学校安全ボランティア（注5）による体制づくり
- (3) 危機管理についての教職員等に対する研修及び防犯訓練の実施
- (4) 定期的な安全体制・設備等の点検の実施

2 不審者の侵入防止対策の充実・強化

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防ぎ、児童等への危害等を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 出入り口の限定（解放部分と非解放部分とを明確に分けること）
- (2) 施錠等による適切な管理
- (3) 学校内及び学校周辺の見回り
- (4) 来校者用の入り口の設定及び受付（事務室等）の明示
- (5) 受付での来校者のチェック等の徹底
- (6) 来校者に対するあいさつ・声かけの励行
- (7) 不審者の侵入を防ぐ防犯設備の設置

3 保護者、地域住民及び関係機関・団体との連携・協力

児童等の安全を確保するため、保護者、地域住民及び関係機関・団体とネットワークづくりを構築し、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 学校等の敷地内や周辺における登下校時のパトロールや見守り活動などの協力体制の整備
- (2) 不審者を発見した場合の学校等への通報
- (3) 近隣の学校等を含めた関係機関による不審者情報等の相互連絡体制の確立
- (4) 不審者情報等があった場合、注意喚起するための文書を配布する等の周知方法の確立
- (5) 「子ども・女性110番の家」、「子ども110番の車」等との連携・協力

4 緊急時における体制整備

学校等の近隣において不審者情報等があった場合及び学校等への不審者侵入等の緊急時に備えて、児童等の保護者、地域住民及び関係機関・団体と連携して、次のような体制の整備等に努めるものとする。

- (1) 学校等の近隣において不審者情報等があった場合の警察署へのパトロールの要請、保護者へ

の連絡、登下校の方法の決定等

- (2) 学校等への不審者侵入等緊急時における警察署及び管轄教育委員会への通報、児童等の避難誘導、不審者への対応等の教職員等の役割分担の明確化
- (3) 学校等、警察署、県、市町村及びその他関係機関間における情報連絡網の整備
- (4) 医療機関等との連携によるカウンセリングや心のケアの支援体制の整備
- (5) 関係機関の協力・連携による防犯訓練や応急手当等を内容とした訓練の実施

5 児童等に対する安全教育

児童等が安全に関する問題について、興味・関心をもって積極的に学習に取り組み、また、自ら危険を予測し、回避する能力を身につけ、安全について適切な意思決定・行動選択ができるよう、学校等の活動や行事等を通して、次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入等緊急時における対処方法等を内容とした防犯教室・防犯訓練の実施
- (2) 不審者に遭遇した場合等における、警察への通報や保護者、学校等への速やかな連絡の仕

方、また、大声を出す、逃げる等のとっさの行動の仕方について指導していくこと。

- (3) 「子ども・女性110番の家」、「子ども110番の車」等の緊急の避難場所の所在地や表示、役割等の指導や危険箇所等の周知
- (4) 地域社会の安全について、児童等が主体となって取り組む地域安全マップの作成
- (5) 防犯ブザー、防犯笛の使用法の指導

6 設備・機器の点検整備

安全管理徹底の観点から、次のような設備・機器の点検整備等に努めるものとする。

- (1) 通用門、フェンス（囲障）、外灯、校舎の窓、出入口、鍵等
- (2) 死角の原因となる立木等の障害物の有無
- (3) 警報装置（警報ベル、警報ブザー等）や防犯監視システム（防犯カメラ、校内緊急通話システム等）

附 則

平成19年4月3日施行

附 則

令和6年4月1日一部改定

(注1)「学校等」とは、具体的には次のものをいう。

- (1) 「学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）」
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園
- (2) 「学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程」
看護専門学校や家政高等専修学校等の学校で、
 - ① 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
 - ② 中等教育学校の前期課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、職業若しくは実際生活に必要な能力の育成又は教養の向上を図ることを目的とした教育を行う課程

(3) 「児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設」

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設（児童館等）、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター

(注2)「児童等」とは、具体的には次のものをいう。

- (1) 乳児（満1歳未満）
- (2) 幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者）
- (3) 児童（小学生）
- (4) 生徒（中学生と高校生）
- (5) 高等専門学校の学生

(注3)「設置者又は管理者等」とは、具体的には次のものをいう。

- (1) 公立学校の場合、設置者は国又は地方公共団体、管理者は教育委員会及び校長
- (2) 私立学校の場合、設置者及び管理者は学校法人等
- (3) 公立の児童福祉施設の場合、設置者は地方公共団体、管理者は園長、院長、施設長等
- (4) 私立の児童福祉施設の場合、設置者は社会福祉法人等、管理者は園長、院長、施設長等

(注4)「地域学校安全委員会」とは、学校安全の充実を図るため、家庭や地域社会と連携し、児童生徒の安全に関する諸問題について協議する組織をいう。

(注5)「学校安全ボランティア」とは、校区内の学校と連携し、児童生徒の安全確保を図るため、地域住民等が校区内の巡回などをするボランティア組織をいう。